



**Audi**

**NIPPON CUP**

HAYAMA SERIES 2015

オータムシリーズ  
帆走指示書

2015年11月22日～11月23日

主 催： 葉山マリーナヨットクラブ  
開催地： 神奈川県三浦郡葉山町



**Audi**



Hayama Marina Yacht Club

# 帆 走 指 示 書

## 1. 適用規則

- 1-1 本シリーズには『セーリング競技規則(RRS)』に定義された規則が適用される。
- 1-2 IRC 規則 2015、パート A, B 及び C を適用する。ただし以下を変更する。
  - 1-2-1 乗艇するクルーの重量は制限しない。(IRC 規則 22.4 の変更)
  - 1-2-2 本シリーズは連続した日に行われるが、艇に搭載するセールの変更を認める。(IRC 規則 21.1.5. (d) の変更)
  - 1-2-3 X-35 ワンデザインクラスに関して「国際 X-35 ワンデザインクラス日本国内規定」を適用し、許可されている範囲において X-35 クラスルール制限が解除され、IRC 規則を適用する。(日本 X-35 ワンデザイン協会 H P 参照)
  - 1-2-4 前項以外のワンデザインクラス艇で、ワンデザイン証書により IRC 証書を取得している艇は、ワンデザインのクラス規則に準拠していること。
- 1-3 JSAF 外洋特別規定 2014—2015 【カテゴリー 5】
- 1-4 Audi Melges 20 クラス
  - 1-4-1 前項 1-2, 1-3 の適用を除外する。
  - 1-4-2 Audi Melges 20 クラスルールの C.2.2(b) を除外する。
- 1-5 NIPPON CUP 葉山シリーズ 2015 スプリングシリーズレース公示と本帆走指示書との間に矛盾がある場合は、本帆走指示書の内容が優先される。

## 2. 競技者への通告

- 2-1 競技者への通告は、葉山マリーナ、イエローハウス内レース本部近傍に設置された公式掲示板に掲示する。

## 3. 帆走指示書の変更

- 3-1 帆走指示書の変更は、発効当日の 08:00 までに公式掲示板に掲示する。
- 3-2 レース日程の変更は、発効前日の 20:00 までに掲示する。

## 4. 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、葉山マリーナ内レース本部近傍に設置されたポールに掲揚する。  
回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の「1分」を「60分以降」と置き換える。

## 5. 日程

- 5-1 2015 年 11 月 22 日(日) 09:55 当日最初のレースの予告信号
- 2015 年 11 月 23 日(祝) 09:55 当日最初のレースの予告信号
- 5-2 11 月 23 日(祝) は 13:55 以降の予告信号は発せられない。
- 5-3 各日のレース数は最大 3 である。
- 5-4 レースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

## 6. クラス旗

- 6-1 本シリーズは以下の通りにクラス分けとクラス識別旗を定める。

クラス名	クラス識別旗(色)
A クラス	グリーン
B クラス	イエロー
C クラス	ピンク
Audi Melges 20 クラス	Melges 旗



- 6-2 レース参加艇はチェックインからフィニッシュするまでの間またはリタイアするまでの間、クラス識別旗をその下端がバックステイのデッキから 1.5m 以上の位置に掲揚していること。
- 6-3 Audi Melges 20 クラス参加艇は前項 6-2 を適用しない（クラス識別旗の掲揚不要）。

## 7. コース及びレースエリア

- 7-1 コースは別図①に示すウィンドワード・リーワードコースの 4 レグまたは 6 レグとする。
- 7-1-1 Audi Melges 20 クラスは別図①のマーク 1 を使用せず、マーク M を廻航する 4 レグ又は 6 レグとする。
- 7-2 レグ数を示す信号  
本部船は予告信号前までに白地に青文字で「4」または「6」と記載された旗を掲揚することで、コースのレグ数を指示する。
- 7-3 コースエリアは別図②に示す通り、三浦郡葉山町沖の海域を予定する。
- 7-4 予告信号以前に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を本部船に掲示する。

## 8. マーク

- 8-1 スタート兼フィニッシュマークは、スタートラインのスターボードの端にある本部船と、ポートの端にある黒色帯を巻いた黄色の円筒形ブイである。
- 8-2 マーク 1 および 2 は、白色帯を巻いた黄色の円筒形ブイである。
- 8-3 マーク M は黒色帯を巻いた黄色の円筒型ブイである。
- 8-4 10-1 に規定する新しいマークはオレンジの三角形ブイとする。

## 9. スタート

- 9-1 クラス識別旗と同色の旗を予告信号として、レースは規則 26 を用いて予告信号をスタート信号の前 5 分とし、スタートさせる。  
但し Audi Melges 20 クラスの予告信号は「Melges 旗」である。
- 9-2 スタートラインは、スターボードの端にある本部船上のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端にあるスタートマークのコース側の間とする。
- 9-3 予告信号が発せられていないクラスの艇は、他のクラスのスタート・シーケンスの間、スタート・エリアを回避していなければならない。
- 9-4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。これは規則 A4 を変更している。
- 9-5 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタートラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則 26 を変更している。
- 9-6 レース委員会は、国際 VHF72ch でリコール等の通知を行うことがある。ただし通知の有無、内容については救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a) を変更している。  
尚、混信を避けるため他のチャンネルに移動する場合がある。その場合はその時点で使用しているチャンネルで移動するチャンネル番号を通知する。
- 9-7 スタートの順番は次の通りとする。  
第 1 スタート ; Audi Melges20 クラス  
第 2 スタート ; A クラス  
第 3 スタート ; B クラス・C クラス
- 9-8 ゼネラルリコールとなったクラスの新しいスタートの予告信号は、第一代表旗降下 1 分後とし、これに続くクラスのスタートは繰り下げられる。

## 10. コースの次のレグの変更

- 10-1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 11. フィニッシュ



- 11-1 フィニッシュラインは、フィニッシュマークである本部船のブルー旗を掲揚したポールとフィニッシュマークのコース側の間とする。
- 11-2 海象または気象の著しい悪化等により、フィニッシュマークの本部船が錨泊していないことを理由とする救済の要求は認められない。これは規則 62.1 を変更している。

## 1 2. タイムリミット

各クラスの先頭艇が、コースを帆走してフィニッシュした後 25 分以内にフィニッシュしないそのクラスの艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これは規則 35、A4、A5 を変更している。

## 1 3. 抗議と救済要求

- 13-1 抗議書は葉山マリーナ内レース本部で入手できる。抗議、救済要求及び審問の再開の要求は、適切な締切り時間内に、レース本部に提出されなければならない。
- 13-2 それぞれのクラスの抗議締切り時刻は、その日のそのクラスの最終レースの最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発したときから、1 時間とする。
- 13-3 抗議をする艇は、フィニッシュ後すみやかに、その旨をフィニッシュラインでブルー旗を掲揚している本部船に、相手艇を特定して、伝えなければならない。
- 13-4 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切り時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問は、葉山マリーナ内にて掲示に示された時刻に始められる。
- 13-5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則 61.1 (b) に基づき伝えるため、公式掲示板に掲示をする。
- 13-6 帆走指示書 6-2、9-3、14、15、17、19 および 20 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則 60.1 (a) を変更している。これらの項およびクラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができる。

## 1 4. 得点

- 14-1 (a) 完了したレースが 4 レース以下の場合、艇の本シリーズ得点は全レースの得点の合計とする。  
(b) 5 レースが成立した場合、艇の本シリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。この項は RRS 付則 A2 を変更している。
- 14-2 修正秒数が同一の場合は Tcc の小さな艇を上位とする。

## 1 5. 安全規定

- 15-1 チェックイン  
レースに参加する艇は、当日参加する最初のレースの予告信号 15 分前までに、本部船の船尾をスターボード側に見て通過し、自艇名・乗員数をレース委員会に告げなければならない。
- 15-2 レースからリタイアする艇は、自らすみやかにその旨をレース委員会に伝えなければならない。
- 15-3 レース中はライフジャケットを常時着用していなければならない。

## 1 6. 乗員の変更

- 16-1 乗員の変更は、当日の最初のレースのスタート予告信号の 90 分前までにレース本部へ変更後の乗員登録書を電子メール ([nc\\_hayama@hmyc.or.jp](mailto:nc_hayama@hmyc.or.jp)) で提出することにより認められる。

## 1 7. 装備と計測のチェック

艇または装備は、帆走指示書とクラス規則に従っていることを確認するため、大会期間中いつでも検査されることがある。

## 1 8. 広告

艇は主催団体から支給された広告を、指示通りに表示しなければならない。

## 1 9. 公式運営艇

- 19-1 本部船は「アルカディア」(白色、パワーボート:ニューチャレンジャー 38) とし、葉山マリーナ一ヨットクラブ旗と大会旗を掲揚する。



- 19-2 ジュリー艇は 白地に「J」を配した旗を掲揚する。  
19-3 葉山マリーナーヨットクラブ旗、大会旗又はプレス旗を掲揚した艇は公式運営艇である。

## 20. ごみ処理

指定された場所に捨てる以外、艇はごみを艇の外に捨ててはならない。

## 21. 上架の制限

艇の上架は制限しない。(RRS45 の変更)

## 22. 無線通信

どのような無線通信であっても、これを制限しない。ただし、規則 41 を変更するものではない。

## 23. 賞

賞は次のとおり与えられる。  
各クラス 1 位～3 位

## 24. 責任の否認

艇が本シリーズに参加するか否か、スタートするか否か、レースを続行するか否か等、またレースに関係する全ての局面に於ける艇及び乗員の損傷、生命に関する全ての責任は艇の責任者にあり、主催団体、及びレース運営チームは、レース艇が引き起こした大会の前後、期間中に生じた直接・間接を含む物理的損害または身体障害に対して、いかなる責任も負わない。

## 25. 氏名と肖像の使用権

この大会に参加することにより競技者は無償で、主催団体と大会スポンサーに開催地への到着時から最後に離れるまでの間、開催地または水上でとられた写真、録音、録画、およびそれらの複製品をその裁量で永久に作成、使用、公開する権利を自動的に与える。(RRS 付則 LE 35 参照)

## 26. レース本部(公示 18 レース本部 電話番号の告知を含む)

葉山マリーナーヨットクラブ イエローハウス 1F に設置する。

開設期間 2015 年 11 月 22 日(日)~11 月 23 日(月)

〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内 50-2 株式会社葉山マリーナ内

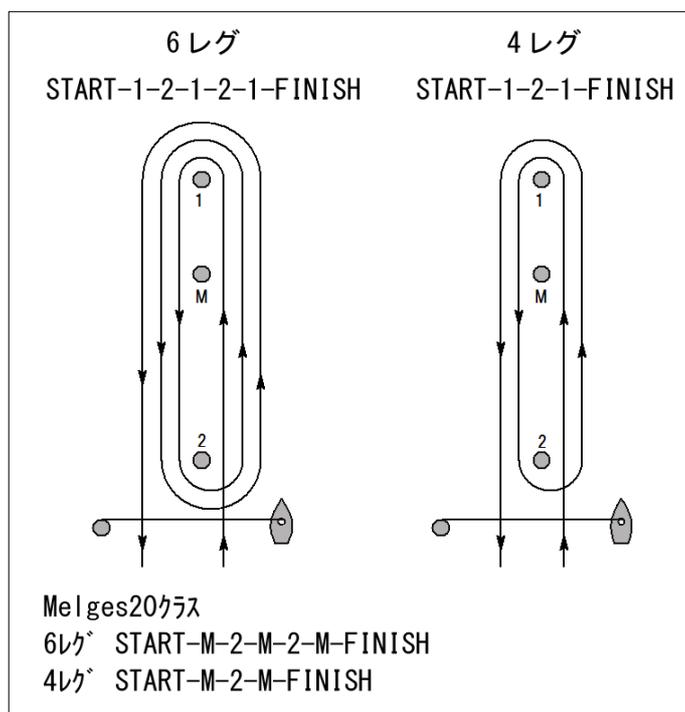
TEL 090-1429-7882

Mail nc\_hayama@hmyc.or.jp

公式 HP <http://www.hmyc.or.jp/nc2015/>

2015 年 11 月 15 日

別図① コース図



別図② レースエリア

